

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第4項の規定により、その結果（平成25年12月19日付けで請求人に通知）を次のとおり公表します。

平成25年12月24日

奈良県監査委員	岸	秀隆
同	神田	加津代
同	大國	正博

第1 監査の請求

1 請求人

住所 北葛城郡王寺町太子1丁目10番15号

氏名 一村 哲司 外3名

2 請求書の提出

平成25年10月22日

3 請求の要旨

監査請求書及び陳述の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

(1) 措置要求事項

奈良県知事に対して、所得税の源泉徴収不足により支出された不納付加算税（4,108,000円）、延滞税（2,309,000円）及び該当事業主等に対して返還を求めている所得税相当額の未回収額（4,169,284円）について、関係職員に損害賠償請求するよう勧告することを求める。

(2) 請求の理由

不納付加算税と延滞税については、適切に源泉徴収をしていれば発生しない不要の支出で、違法に源泉徴収を怠ったために奈良県が被った損害である。

また、所得税相当額の未回収額が回収不能となれば、その金額は奈良県の負担となるもので、源泉徴収義務を怠ったことに起因して発生する費用であり、不納

付加算税等と相当因果関係にある損害である。

源泉徴収不足が発生した原因について、奈良県は、職員の知識不足や個人事業主を事業所名などから源泉徴収を必要としない「法人」と誤認したこと等を挙げているが、担当の出納職員が源泉徴収制度を知らないはずはないし、法人か個人事業主かは少しの注意力を働かせれば確認できるものであり、確認を怠ったことは重大な過失に相当するといふべきである。

よって、関係職員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項及び民法（明治29年法律第89号）第709条の規定に基づき、損害賠償責任を負っている。

4 事実証明書

別紙一覧表のとおり。

第2 請求の受理

本件請求は、法第242条に規定する要件を備えていたのでこれを受理した。

第3 監査委員の除斥

本件請求の監査において、廣野隆信監査委員は、法第199条の2の規定により除斥された。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成25年11月11日、法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

これに対し、請求人から書類の提出並びに請求内容の補足説明及び追加の主張があった。

2 監査対象事項

請求書の記載事項及び請求人の陳述内容を踏まえ、所得税の源泉徴収を行わなかった関係職員において、源泉徴収不足に起因して支出した不納付加算税及び延滞税

並びに源泉徴収不足に起因して発生した該当事業主等からの所得税相当額の未回収額（合計10,586,284円）についての賠償責任が認められるのか否かを監査対象とした。

3 監査対象部局

会計局

4 監査資料及び監査対象部局の陳述等から確認した内容

会計局に対して、監査資料の提出を求めるとともに、平成25年11月25日に陳述を聴取した。

会計局から提出された監査資料及び陳述等の内容は概ね次のとおりである。

(1) 源泉徴収制度の概要

現行の所得税法（昭和40年法律第33号。以下「所法」という。）は、申告納税制度を採用しているが、一方では、給与所得者の給与や退職金、一定業務を行う者の報酬や料金など特定の所得については、その給与や報酬などの支払者を源泉徴収義務者とし、その支払者が給与や報酬などを支払う際に、その支払金額から所定の所得税額を天引き徴収して、その支払の相手側である所得者に代わって、天引き徴収した所得税を国に納付する源泉徴収制度を採用し、所得税の確実な納付と徴税コストの軽減を図っている。

(2) 源泉徴収の対象

ア 利子等（公社債及び預貯金の利子等）

イ 配当等（法人から受ける剰余金の配当等）

ウ 給与等（俸給、給料、賃金、賞与等）

エ 退職手当等（退職手当、社会保険制度に基づく一時金等）

オ 公的年金等（国民年金法、厚生年金保険法に基づく年金等）

カ 報酬、料金等

(ア) 原稿料、デザイン料、放送謝金、著作権の使用料、講演料 等

(イ) 弁護士、土地家屋調査士、測量士、不動産鑑定士等の報酬、料金 等

キ 生命保険契約に基づく年金等

- ク 定期積金の給付補てん金等
- ケ 匿名組合契約等の利益の分配
- コ 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等
- サ 懸賞金付預貯金の懸賞金等
- シ 割引債の償還差益
- ス 非居住者又は外国法人の所得

※本件監査請求の対象は、ウ及びカである。

(3) 源泉徴収税額（(2)ウ及びカ）

ア 給与等（所法第183条）に係る徴収税額（所法第185条）

「給与所得の源泉徴収税額表」により求める額。給与の支給方法に応じ、日額表又は月額表が適用される。源泉徴収義務者に扶養控除申告書が提出されている場合は、「税額表」の甲欄が適用され、その月（日）分の給与等の金額から社会保険料等を控除した額を基に、配偶者や扶養親族の人数により徴収税額が決まる。

また、扶養控除申告書が提出されていない場合は、乙欄又は丙欄（日雇賃金）が適用され、その月（日）分の給与から徴収税額が決まる。

イ 報酬、料金等（所法第204条）に係る徴収税額（所法第205条）（平成24年まで）

(ア) 2段階税率、基礎控除なしの算定方法によるもの

講演料及び弁護士、不動産鑑定士等の報酬、料金については、支払金額の10%、ただし、1回に支払う金額が100万円を超える場合には、超える部分については20%

(イ) 単一税率、基礎控除ありの算定方法によるもの

司法書士、土地家屋調査士等の報酬、料金については、支払金額から政令で定める金額（1回につき、10,000円）を控除した額の10%

(4) 源泉徴収義務及び国に納付されなかった場合にとられる措置

ア 源泉徴収義務者

給与等の支払者は、所法において、源泉徴収義務があると規定され（所法第

6条)、国税通則法(昭和37年法律第66号、以下「通法」という。)において、納税者の地位に立つと規定されている(通法第2条第5号、第15条第1項)。

イ 納税義務の成立、確定

源泉徴収による所得税(以下「源泉所得税」という。)の納税義務は、所得の支払の時に成立し(通法第15条第2項第2号)、税額は、納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで確定する(通法第15条第3項第2号)。

ウ 源泉所得税の納付等

徴収義務者は、源泉徴収をすべき所得を支払う際、法定の所得税を徴収し、翌月の10日までに国に納付しなければならない(所法第181条等)。

徴収義務者が源泉所得税を納付しなかったときは、税務署長は、徴収義務者から納税告知により徴収する(所法第221条、通法第36条第1項第2号)。

徴収義務者は、源泉徴収をしていなかった部分の金額をその後の支払分から控除するか又は受給者に支払いを請求することができる(所法第222条)。

エ 延滞税及び不納付加算税

徴収義務者は、源泉所得税をその法定期限までに完納しないときは、延滞税を納付しなければならない(通法第60条第1項第5号)。

源泉所得税がその法定期限までに完納されなかった場合には、税務署長は徴収義務者から不納付加算税を徴収する(通法第67条第1項、第2項)。

(5) 本県における源泉徴収事務の手續

会計事務担当者が事業主等への支出命令書を作成する際に、当該支払が源泉徴収の対象になる場合、源泉所得税額を控除して支出命令権者の決裁を受け、出納員の確認を受ける。

控除した源泉所得税は、歳入歳出外現金として保管され、原則として翌月の10日までに本庁等の場合は会計課長が、かいの場合はかい長が所轄の税務署に払出を行う。

(6) 国税庁の調査及び指導の状況等(第61回事務年報 平成23年度(国税庁)による)

ア 調査及び指導の体制

源泉所得税事務の運営に当たっては、源泉徴収義務者とのあらゆる接触の機会をとらえてこの制度に関する指導を行い、優良な源泉徴収義務者の育成に努め、また、適正に源泉徴収義務を履行していない者に対しては、法人税等の調査の際に、併せて源泉所得税の調査を実施する同時調査を基本として調査を実施する体制をとるものとされている。

イ 調査件数及び実績

調査件数174,000件のうち、課税漏れ等の非違があったもの：46,000件
(26.4%)

調査による追徴税額：398億円

(7) 源泉徴収不足の全国的な発生状況等

ア 全国的な発生状況（地方公共団体等・報道発表等による）

広島市 85件 10,751,000円、島根県 129件 17,755,447円、
松江市 311件 9,058,618円、香川県 265件 15,820,000円、
高松市 138件 5,124,525円、東かがわ市 472件 約4,200,000円、
熊本国税局 31件 約1,400,000円、金沢国税局 1件 約24,000円、
広島国税局 83件 約5,000,000円、札幌国税局 1件 約340,000円、
高松国税局 2件 約15,000円

イ 国が行っている周知・指導状況

(ア) 国税庁のホームページにおいて制度を説明

(イ) 各税務署においてリーフレット「基本がわかる源泉徴収のしかた」を配布

(ウ) 各税務署において年末調整事務について説明会を開催

しかし、源泉徴収事務全般についての説明会は行われていない。

(8) 源泉徴収制度についての主な判例

ア 源泉徴収制度の法的性質に言及した事案（最高裁昭和45年12月24日）

源泉徴収による所得税については、申告納税方式による場合の納税者の税額の申告やこれを補正するための税務署長の処分（更正、決定）、賦課課税方式による場合の税務署長の処分（賦課決定）なくして、その税額が法令の定めるところに従って当然に、いわば自動的に確定するものとされるのである。そし

て、右にいわゆる確定とは、（中略）支払われた所得の額と法令の定める税率等から、支払者の徴収すべき税額が法律上当然に決定されることをいうのであって、たとえば、申告納税方式において、税額が納税者の申告により確定し、あるいは税務署長の処分により確定するのと、趣きを異にするのである。そして、以上は国税通則法15条の規定をまつまでもなく、源泉徴収制度の当然の前提として、法の予定するところというべきである。したがって支払者は、右の自動的に確定した税額を、法令に基づいてみずから算出し、（中略）支払額より徴収して国に納付すべきこととなる（後略）

イ 最高裁判所判例解説民事編昭和45年度（上記判例の解説）

源泉所得税の具体的な税額については、支払者において、「法令に基づいてみずから算出」することを要することになるが、法は、その算出の過程が一義的に明白であることを、自明の前提とするものと解される。

ウ 不納付加算税等の賠償責任に言及した事案（最高裁平成20年11月27日）

県が職員の退職手当に係る源泉所得税を法定期限後に納付したため不納付加算税等の納付を余儀なくされた場合において、源泉所得税の納付に必要な出納長に対する払出通知が遅滞したことにつき、同払出通知に関する専決権限を有する職員に重大な過失はなく、同職員は県に対し地方自治法（平成18年法律第53号による改正前のもの）243条の2第1項後段の規定による損害賠償責任を負わないとされた。

(9) 本県における所得税の源泉徴収不足の発生状況

ア 経緯

平成24年9月に、吉野土木事務所が奈良税務署、吉野税務署の税務調査（以下「税務調査」という。）を受け、個人営業の測量士、土地家屋調査士等への委託料の支払の際に源泉徴収がされていない事案が判明した。

これを受け、会計局において、個人に対して支払をする際に源泉徴収すべき項目すべてについて、全所属を対象に「所得税の源泉徴収状況調査」（以下「自主調査」という。）を実施した。

イ 税務調査の概要

(ア) 調査対象 吉野土木事務所

(イ) 調査期間 平成24年9月21日～28日

(ウ) 調査内容

吉野土木事務所が委託等により個人事業主である測量士、土地家屋調査士等に対して支払った「報酬・料金」についての源泉徴収状況

(エ) 調査対象期間 平成19年9月1日～平成24年8月31日(支払分)

ウ 自主調査の概要

(ア) 調査対象 本庁各所属及び各出先機関

(イ) 調査期間 平成24年10月5日～19日

(ウ) 調査内容 県が支払った「報酬・料金」等についての源泉徴収状況

(エ) 調査対象期間 平成19年10月1日～平成24年9月30日(支払分)

エ 調査結果

税務調査分及び自主調査分を合わせて、源泉徴収不足があった支払件数は609件、源泉徴収不足額は60,818,309円であった。

オ 源泉徴収不足が発生した原因

(ア) 源泉徴収制度の個々の事案に対する職員の知識の不足

税務署の源泉徴収事務についての周知が積極的には行われていなかったこと、源泉徴収制度は、非常に複雑で多岐にわたる制度であり、測量士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等源泉徴収の対象が細かく幅広いことから、職員の知識が十分なものではなかった。

(イ) 個人事業主を事業所名などから源泉徴収の必要がない法人と誤認

個人事業主名に、屋号が付けられていることが多く、屋号を法人と誤認した。

(ウ) 旅費は費用弁償であるから源泉徴収不要と誤認

旅費については、基本的には費用弁償ということで実費を支払っており、実費を支払っている以上、税金を控除して相手に支払うと、相手の交通費が満額支払われないことになるので、実費相当分について税金がかかるという認識が不足していた。

(10) 源泉徴収不足額、不納付加算税及び延滞税の支出手続

ア 税務調査分

吉野税務署に確認の結果、平成24年10月31日に納税告知が行われることとなり、源泉徴収不足額を直ちに納付しなければ、さらに延滞税が発生することから、納税告知があると同時に、予備費を充当して源泉徴収不足額、不納付加算税及び延滞税を納付した（納付額 30,105,561円）。

イ 自主調査分

自主調査の結果、源泉徴収不足額を確定し、予備費を充当して、平成24年11月5日に関係税務署に自主的に納付し（納付額 34,366,548円）、また、平成25年2月20日及び3月11日に不納付加算税及び延滞税を納付した（納付額2,763,200円）。

(11) 該当事業主等から源泉徴収すべきであった所得税相当額の県への返還手続

ア 返還金額

該当事業主等に返還を求める金額は、上記(9)のエに記載の源泉徴収不足額 60,818,309円である。

イ 返還金の納入期限等

源泉徴収不足額の返還手続について、会計局が平成24年11月9日に関係所属に説明会を開催し、相手方に状況を説明のうえ、また、金額の多いところは訪問のうえ返還請求を行うよう指示した。早いところで11月13日に納付書の送付が行われているが、収入調定日や納入期限については所属により異なる。

ウ 所得税相当額の返還状況（平成25年11月12日現在）

源泉徴収不足額	件数	収納済額	収納率 (金額ベース)	収納件数	収納率 (件数ベース)
60,818,309円	609件	56,649,025円	93.1%	593件	97.4%

エ 未返還の理由及び対応状況

(ア) 平成25年11月12日現在の未収金

16件（未納者5名）4,169,284円

(イ) 3件（未納者1名）954,000円について

相手方は死亡しており、家族も相続放棄されている。法律相談の結果、その弁護士の意見としては、債権放棄しかないとの回答であったが、今後、引き続き相続財産の調査等を行い、可能な限り回収に努めるとともに、回収が不可能となった場合には、法第96条第1項第10号の規定による権利放棄について検討する。

(ウ) 7件（未納者1名）2,310,284円について

弁護士とも相談した結果、相手方の資産状況からやむを得ず60回の分割納付の承認（法施行令第171条の6）を行った。平成25年12月から平成30年11月までの5年間で納入される予定であり、今後の経過については、十分留意していく。

(エ) 6件（未納者3名）905,000円について

これまで再三面会や電話による督促を行ってきたが、相手方は、原因は奈良県にあることを主張し、支払拒否されている状況である。11月5日に該当所属に対し、法的措置を検討する旨の文書を送付するよう指示した。今後、民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく法的措置を行うことを検討していく。

(12) 請求人の主張に対する会計局の見解について

ア 職員の賠償責任について

本件の源泉徴収不足は、主として上記(9)のオに記載した原因により発生したものと考えている。

これらに加え、支払を行う際、当該支払が所法第183条第1項の給与等や所法第204条第1項各号の報酬、料金等に該当すると判断することが困難な場合もある。例えば、集会等の場合の謝金について、講師は源泉徴収が必要であるが、司会者やパネリストは源泉徴収が必要がない。また、会議等の録音したものについてテープ起こしを依頼した場合に、速記事務とみなされ源泉徴収の対象とされた事例もある。このように、源泉徴収に係る法令の定めが抽象的で実務に対応したものでなく、源泉徴収する対象及び税率が非常に多種多様でわかりにくくなっている。

以上のことから、現行の源泉所得税制度が、上記最高裁判所判例解説民事編

昭和45年度にいう「支払われた所得の額と法令の定める税率等から、支払者の徴収すべき税額が法律上当然に決定され」、その税額の「算出の過程が一義的に明白であることを自明の前提とする」点に合致していない面があることも源泉徴収不足が発生した一因であると考ええる。

また、税務署の源泉徴収事務についての広報が、年末調整事務を除き積極的には行われておらず、今回の税務調査が実施されるまでは、不納付加算税等が徴収されるという事態が生じることを容易に予測できたとは言えないこと、各地の国税局においても源泉徴収不足が発生していること、国税庁の調査が実施された事業所等の約4分の1において源泉徴収不足等が発生していること、また、県においては130ヶ所の出先機関において会計事務が行われており、必ずしも会計事務を専門に行っている職員ばかりでないこと等の理由により、やむを得ない面があったと考ええる。

さらに、本件以前に、県において源泉徴収不足に基づき不納付加算税や延滞税を徴収された事例はなかったことや支出命令等の権限を有する職員等の賠償責任に関して民法上の賠償責任よりも責任発生要件及び責任の範囲を限定した法第243条の2の規定の趣旨からも当該職員に重大な過失があったとまでは認められず、同条でいう賠償責任が成立すると認めることはできないと考える。

なお、該当事業主等から源泉徴収すべきであった所得税相当額の未返還額については、上記(11)のとおり、関係法令に基づいて対応しているところであり、法第243条の2でいう賠償責任が成立すると認めることはできないと考える。

イ 請求人が監査請求書で個々に主張する事項について

(ア) 「所得税相当額の未収は、職員の損害賠償責任の対象となる。」

上記のとおり、今回の源泉徴収不足は故意又は重大な過失には当たらないと考える。

(イ) 「金銭を扱う行政職員が知らなかったですまされるか。」

上記のとおり、税務署の広報の状況、国税局や他県等における源泉徴収不足の発生状況、県においては出先機関も多く、必ずしも会計事務を専門に行っている職員ばかりでないこと等の理由により、やむを得ない面があったと考える。

(ウ) 「『口座振替申出書兼相手方登録書』には、法人と法人以外を区別して記入するようにしており、記入内容の確認を怠ったことは重大な過失である。」

「口座振替申出書兼相手方登録書」は、請求書に口座番号等が記入してあれば必ずしも提出を求める書類ではない。また、財務会計システムに支払相手の銀行口座等を登録する際に使用するものであり、支出命令書を入力する際に使用するものではないことから、法人と法人以外を区別するものにはならない。

個人事業主の場合、屋号がつけられているケースが多く、これが法人と誤ることになった。他府県や国税局の源泉徴収不足の理由にも法人と誤認したことがあげられており、これをもって重大な過失とは言えない。

(エ) 「法律事務所の名称から法人か個人事業主かは確認できる。」

弁護士報酬の源泉徴収不足の原因としては、法人と個人を誤認したのではなく、事務所代表者が各弁護士への支払時に源泉徴収するものであり県の支払時には源泉徴収が不要と誤認したこと、委託契約は幅広い業務を含むものであり源泉徴収不要と誤認したこと等が原因である。

ウ 請求人が陳述の機会において追加主張した事項について

(ア) 「会計課長が、現行の奈良県会計規則（平成7年3月奈良県規則第67号）において委任された事務を果たしておれば、本件源泉徴収不足は防止できたと考えられないことはない。」

会計課長は、本庁等の源泉徴収に係る所得税に係る歳入歳出外現金の払出しを通知する権限を有しているが、その前段の歳入歳出外現金の受入れの決議を行う権限を有せず、請求人の主張は根拠がないものとする。

(イ) 「源泉徴収不足額、不納付加算税及び延滞税の支出に予備費を充当していることについて、議会に対し十分な説明、理解もなしに多額の予備費を使用するようなことは裁量権を超える行為と言わざるを得ない。」

本件の予備費の充当は奈良県予算規則（昭和39年3月奈良県規則第51号。以下「予算規則」という。）に定められた手続を経て実施されたものである。

今回の源泉徴収不足額、不納付加算税及び延滞税については、法令の定めに基づく義務的な支出であり、納付が遅れれば延滞税が加算されることも踏

まえて予備費の充当により対応したものである。

この予備費の充当は、法第217条に定める「議会の否決した費途」にも該当せず、請求人の主張は根拠がないものとする。

なお、当該予備費の充当を含んだ平成24年度奈良県歳入歳出決算は、平成25年7月25日に会計管理者から知事に提出され、県議会決算審査特別委員会において、平成25年10月9日から17日まで集中的に審査を行った結果、原案どおり決算の認定を行うことを決し、来る12月議会にその結果が報告される予定である。

(参考：12月県議会の開会日である平成25年12月2日に、決算委員会の委員長報告を受けて、平成24年度歳入歳出決算が認定されている。)

(13)再発防止策

現在までの取組としては、平成24年12月5日に「源泉徴収の適正な会計処理について」として、全所属に対して文書通知を行い、改めて周知徹底を図った。

また、職員の理解を深めるため、税務署から講師を招き、より実務的な観点から指導いただく等研修の充実を図っている。

会計局が実施している出先機関の会計実地検査においても、支出金額や相手方等の確認に加え、源泉徴収についても検査を強化しており、税務署への相談内容については文書に記録し会計局へ報告させ、庁内ホームページに掲載して情報共有を図っている。

さらに、会計事務の適正化に向けて庁内で総合的に検討するため、各主管課長等で構成する会計事務適正化プロジェクトチームを立ち上げ、今後の取組として、手引きやマニュアルの整備、相談窓口の設置、チェック機能の充実等について検討している。

第5 監査結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 源泉徴収不足額並びに不納付加算税及び延滞税の支出について

本件の源泉徴収不足額等の支出は、税務調査及び自主調査によって関係職員の過失による源泉徴収不足が判明したことを受けて、納付すべき源泉所得税の不足額並びにそれに係る不納付加算税及び延滞税の額が確定したことから行われたものである。以下、これについての関係職員の賠償責任について検討する。

2 法第243条の2で定める賠償責任について

(1) 法第243条の2の規定の趣旨について

本件監査請求は、源泉徴収を行わなかった関係職員に対し、県が所法及び通法に基づいて国に支出した不納付加算税及び延滞税並びに該当事業主等から回収できていない所得税相当額の賠償請求を行うことを求める旨の請求であると解するところであるが、支出命令等の権限を有する職員等の当該行為についての賠償責任に関して、法第243条の2第1項では、支出命令等の権限を有する職員またはその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意または重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたことまたは怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときは、損害を賠償しなければならない旨規定されている。

同条の規定について、昭和61年2月27日の最高裁判所の判決では、「同条の趣旨とするところは、同条1項所定の職員の職務の特殊性に鑑みて、同項所定の行為に起因する当該地方公共団体の損害に対する右職員の賠償責任に関しては、民法上の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任よりも責任発生の要件及び責任の範囲を限定して、これら職員がその職務を行うにあたり畏縮し消極的となることなく、積極的に職務を遂行することができるよう配慮するとともに、右職員の行為により地方公共団体が損害を被つた場合には、簡便、かつ、迅速にその損害の補てんが図られるように、当該地方公共団体を統轄する長に対し、賠償命令の権限を付与したものであると解せられる。してみれば、法243条の2の規定は、同条1項所定の職員の行為に関する限りその損害賠償責任については民法の規定を排除し、その責任の有無又は範囲は専ら同条1、2項の規定によるものとし」と判示されている。

(2) 民法第709条との関係について

上記のことから、支出命令等の権限を有する職員等の当該行為は、民法の不法行為責任の対象とはならず、よって民法第709条を根拠とする請求人の主張には理由がない。

(3) 法第243条の2で定める「重大な過失」の有無の検討について

ア 所得税の源泉徴収制度について

(ア) 源泉徴収の法的性質

税徴収の方法としては、担税義務者に直接納入させるのが常則であるが、税によっては第三者をして徴収かつ納入させるのを適当とするものもあり、所法が給与や報酬の支払をする者に所得税の源泉徴収義務を課しているのは、当該支払をする者がこれを受ける者と特に密接な関係にあつて、徴税上特別の便宜を有し、能率を挙げ得る点を考慮したことによるものである（昭和37年2月28日最高裁判所判決及び平成23年1月14日最高裁判所判決参照）。

そして、通法において、源泉徴収による所得税の納税義務は、当該所得の支払の時に成立し（通法第15条第2項）、その「成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する」（同条第3項）ものとされている。

(イ) 源泉徴収制度の運用

源泉徴収制度については、国税庁がホームページで情報発信しているほか、リーフレット「基本がわかる源泉徴収のしかた」や冊子「源泉徴収のあらまし」を発行しているが、次のことを考慮すると十分な周知が図られていたということには困難が伴う。

実務的には、「源泉徴収のあらまし」において、給与、報酬・料金等源泉徴収の対象となる所得ごとに事務内容が解説されており、これに基づき、源泉徴収事務に携わる者において、当該支払が源泉徴収の対象になるか否か判断されているところであるが、源泉徴収の対象が多種多様なものになっており、また、所法等の関係法令における源泉徴収に関する規定は極めて詳細かつ複雑で、簡単に習得できるものとはいえないと考えられる。

さらに、会計局の陳述によると、「源泉徴収のあらまし」においては、所

法施行令第320条第1項にいう速記の報酬・料金に該当するものとして、「速記料」とされているが、会議等の録音をしたものについてテープ起こしを依頼した場合に、速記事務とみなされ源泉徴収の対象とされた事例もあり、規定の文言からは判断が困難な事例であると認められる。他にも税務署の判断が明確でない部分もあるとのことである。

(ウ) 源泉徴収不足の全国的な発生状況

国税庁の第61回事務年報（平成23年度）によると、源泉所得税の調査及び指導状況について、平成23事務年度に調査を行った17万4千件のうち、課税漏れ等の非違があったものは4万6千件で、26.4%に及んでいる。奈良県以外の地方公共団体においても、最近明らかになった例も含め、滋賀県、島根県、香川県、草津市、高松市等、多数の県や市において源泉徴収不足が発生している。

さらに、源泉徴収制度を司る税務の専門家である国税局においても、熊本国税局、広島国税局ほかにおいて源泉徴収不足が発生している。

このように、源泉徴収不足は、全国的に広範に発生していることが明らかになっており、このことは、制度を完全に習得することは容易ではないことを示していると考えられる。

また、源泉所得税に関する異議申立件数も数多く、その結果認容されたものもある。さらには訴訟となった結果、国側が解釈誤りにより敗訴した例（平成22年3月2日最高裁判所判決参照）も見られる。

以上のことから、源泉徴収制度は、その運用においては難しい面があり、全国的に多くの問題事例が発生していることが認められる。

イ 会計局の陳述について

会計局は、本県で源泉徴収不足が発生した原因について、第4の4(9)及び(12)のとおり、職員の知識の不足や個人事業主の屋号を法人と誤認したこと、旅費は費用弁償であるから源泉徴収不要と誤認したこと、また、源泉徴収に係る法令の定めが抽象的で実務に対応したものでなく、源泉徴収する対象及び税

率が非常に多種多様であること、税務署の源泉徴収事務についての周知が積極的には行われていなかったこと等を挙げ、本件以前に県において源泉徴収不足に基づき不納付加算税等を徴収された事例はなかったこと及び法第243条の2の規定の趣旨から関係職員に重大な過失があったとまでは認められないことを陳述している。

この会計局の陳述については、上述したとおり、源泉徴収制度はその運用においては難しい面があり、全国的に多くの問題事例が発生していることが認められること、また、本件以前に県において源泉徴収不足に基づき不納付加算税や延滞税を徴収されたという事例があったということはうかがえないので、関係職員において不納付加算税等が徴収されるという事態の生ずることを容易に予測することができたということとはできないと解されること（平成20年11月27日最高裁判所判決補足意見同旨）から考えると、特段不合理ないし不相当なものとは認められない。

また、不納付加算税等の支出に予備費を充当していることについては、予算規則に定められた手続を経たものであり、請求人の主張には根拠がないと認められるとともに、「口座振替申出書兼相手方登録依頼書」は、財務会計システムに支払相手の銀行口座等を登録する際に使用するものであり、支出命令書を入力する際に使用するものではないこと等、請求人の個々の主張に係る会計局の陳述に特段不合理ないし不相当なものは認められない。

なお、該当事業主等から回収できていない所得税相当額については、回収努力が続けられており、債権管理を違法不当に怠っているものとは認められない。

ウ 判断

以上のとおり、源泉徴収を行わなかった関係職員に重大な過失があったとまでは認められないことから、関係職員に対して法第243条の2の規定に基づく賠償責任を認めることはできないと判断する。

第6 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記す

る。

所得税の源泉徴収不足が発生したことは、県政への県民の信頼を損なわせるものであり遺憾である。源泉徴収不足の発生は、職員の認識が十分でなかったことが一因であることから、第4の4(13)に記載のとおり国税当局と積極的に連携し研修の充実等が図られているところであるが、引き続き、再発防止に向けて万全を期されたい。

なお、県が国に納付した源泉徴収不足額の未回収分については、公平性の観点からも厳正な債権管理に努められたい。

別紙事実証明書一覧表

番 号	名 称
1	報道資料 所得税の源泉徴収不足額の納付について
2	所得税の源泉徴収不足額、不納付加算税額、延滞税額（確定分）
3	吉野土木事務所 報酬料金支払明細書
4	所得税源泉徴収不足額調査一覧
5	所得税の源泉徴収不足額徴収状況（H25/9/30現在）
6	弁護士や税理士等に支払う報酬・料金等
7	口座振替申出書兼相手方登録依頼書
8	同上の記入例